

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

昭和36年11月にA社に入社し、38年5月まで勤務した。入社当初から同社C支店で勤務しており、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社C支店における複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められ、また、B社では、継続して勤務している場合、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思われると回答していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和37年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 1239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日から A 事業所に非常勤職員として勤務し、同年 9 月 1 日付けで同事業所に本採用となった。申立期間の給与等は職員に準ずる待遇であり、厚生年金保険に加入していたはずであるのに、国（厚生労働省）の記録では、未加入とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事資料を保管している B 社 C 支社が発行した履歴事項証明書により、申立人が A 事業所の非常勤職員として、昭和 46 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間について在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が A 事業所において同時期に勤務していたと記憶する複数の同僚に照会したところ、申立人と同様に非常勤職員として勤務していたと回答した者について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がみられることから、同事業所では、当時、全ての非常勤職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B 社 C 支社は、申立期間当時の保険料控除、資格取得及び喪失に関する届出、保険料の納付については全て不明と回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、昭和 45 年 11 月から 48 年 11 月までの期間の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1240 (事案 204 及び 403 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 45 年 11 月 30 日まで

昭和 23 年頃、従兄弟である当時の A 社の社長に誘われて同社の役員として勤務したが、社会保険庁 (当時) の記録では、同社での厚生年金保険の加入記録は無いとされている。このため、第三者委員会に対し、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 28 年 7 月 1 日から 45 年 11 月 30 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立内容を確認できる資料が無いなどを理由に認められなかった。

しかし、申立人の弟妹は A 社に勤務又は手伝いに行っており、同社での申立人の勤務実態を把握していると思ったので、再度調査してほしいと再申立てを行ったところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知を再度受け取ったが、同通知についても納得できない。

申立人は、A 社に勤務するに当たって厚生年金保険に加入することを当時の社長と約束し、国民年金には加入していない旨話していた。新たな資料は無いが、当時の事業主の子の妻も、申立人が勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらうとともに、厚生年金保険の被保険者期間が不足するのであれば、制度を改正し、申立人が年金を受給できるようにしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人及び当時の事業主は既に死亡しており、申立てを行った申立人の妻の婚姻時期も申立期間後であること、A 社の当

時の人事記録、賃金台帳等の資料が確認できないこと、及び社会保険事務所(当時)が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、A社に勤務又は手伝いに行っていた申立人の弟妹が、申立人の同社での勤務の実態を証言してくれるはずなので再調査を行ってほしいとして再申立てがなされたが、申立人の弟妹からは申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができない上、同社に勤務していたとされる申立人の弟についても、同社での厚生年金保険の加入記録を確認することができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成21年7月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人の妻は、新たな資料や証拠は無いものの、「申立人は、A社に勤務するに当たって厚生年金保険に加入することを当時の事業主と約束し、国民年金には加入していない旨話していたので、間違いなく同社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。」という従来の上記主張を繰り返し申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

また、申立人の妻は、当時の事業主の子の妻が申立人がA社に勤務していたことを認めていると申し立てているが、事業主の子の妻は、申立期間は自分が婚姻する前の期間であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については分からない旨供述していることから、当該主張の事実を確認することができない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の妻は、併せて申立人が年金を受給できるように制度を改正してほしいと申し立てているが、当委員会は、年金記録の訂正に関し判断を行う機関であり、年金制度の改正については、当委員会における調査・審議の対象には当たらない。